

添付資料（業務仕様書）

I 管理施設の利用許可に関する業務

指定管理者は、本施設の利用を許可するにあたり、播磨町漁港管理条例第12条の規定を遵守しなければならない。また、同条第2項の条件を付す場合は、町に意見を求めなければならない。

なお、年度を跨ぐ継続利用者にあつては、年度当初に当該名簿を町に報告するとともに、新規契約者及び解約者については、その都度報告するものとする。

II 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務

指定管理者は、本施設の利用料金を徴収するにあたり、播磨町漁港管理条例第14条の規定を遵守しなければならない。また、同条第3項による利用料金を免除するとき、及び同条第4項ただし書きを適応するときは、町に意見を求めなければならない。

なお、年度を跨ぐ継続利用者の利用料金にあつては、年度当初に料金別利用者一覧表を町に報告するとともに、新規契約者の利用料金については、その都度報告するものとする。

III 管理施設等の維持管理に関する業務

本施設を適正に維持するために、指定管理者は次表に従い点検業務、メンテナンス及び修繕を実施するものとする。

1. 施設点検

○日常点検（本施設の清掃、除草、虫の防除等を含む）

点検部	点検内容	点検方法
係留船係留部	・ 艇の係留方法が適切か。（位置等） ・ 係留ロープの長さ、摩耗破損の有無	目視確認
門扉	・ 鍵の作動状況 ・ 門扉の開閉	動作確認
渡橋	・ 護岸部架台の状況（腐食等の劣化） ・ 防護柵の固定確認（人的動作による）	目視確認 動作確認
駐車場	・ チェーンゲートの開閉作動 ・ 不法投棄の有無	動作確認 目視確認
パイルスライダー	・ 滑稼働状況（スムーズに上下の動きを行っているか）	目視確認
誘導灯	・ 取付け状況 ・ 夜間の発光状況	目視確認
浮棧橋	・ A. B. C. D 棧橋の位置（パイルスライダーの破損、型、遊びの異常） ・ 棧橋の傾斜確認（静止時・歩行時の傾き）	目視確認
水栓	・ 各水栓漏れ等がないかを確認（蛇口・量水指針動き）	目視確認

点検頻度は、4月から11月末までは週2回以上とし、これ以外の期間は週1回以上を原則とする。点検時には必要に応じて清掃・除草（処分を含む）をするとともに、利用者に対して清潔保持

に努めるよう指導する。

○定期点検

点検部	点検内容	点検方法	点検頻度
浮棧橋	<ul style="list-style-type: none"> ・デッキ材の割れ、そり、腐孔等の劣化 ・フロートの傷、割れ等の劣化 ・傾き、乾高さ（静止時・歩行時） ・防舷材の取付状態、傷等の劣化 ・クリートの破損、摩耗による劣化 ・クリート取付ボルトのゆるみ 	目視確認又はハンマーなどによる弛み点検	4回／年
Yブーム	<ul style="list-style-type: none"> ・フロートの割れ ・クリートの破損、摩耗による劣化 ・本体の取付状況 ・クリート取付ボルトのゆるみ 	目視確認又はハンマーなどによる弛み点検	〃
パイルスライダ－	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイド装置の腐食、摩耗等の劣化 ・スライダ－本体とパイルとの取付間隔 	目視確認又はハンマーなどによる弛み点検	〃
開閉門扉柵	<ul style="list-style-type: none"> ・本体の腐食、曲がり、傷などの劣化 ・暗証ロックキーの電池確認 	目視確認 操作確認	〃 (定期交換)
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉作動の確認等 ・本体及び取付金具の腐食 	目視確認	〃
看板	<ul style="list-style-type: none"> ・文字のはがれ ・板、取付けボルトの腐食 	目視確認	〃
鋼管杭	<ul style="list-style-type: none"> ・藤壺等貝殻落とし 	専門業者委託	1回／年

※上記点検は、日常点検項目を含みます

2. メンテナンス

本施設を適正に維持するために、指定管理者は次表に従い消耗品を取り替えるものとする。

部 材	交換等の基準
防舷材（木、ゴム製）	摩耗・変形等により機能を消失したとき
ガイド装置	〃
クリート	〃
接続金物（ゴム製）	〃

3. 修繕（大規模修繕を除く）

指定管理者が本施設の通常の管理の範囲において、施設の修繕の必要が生じたときは、町の承認を得た上で行うものとする。

また、大規模修繕を要する場合には、速やかに町へ報告し、応急対策が必要な場合、指定管理者がこれを行う。

自然災害により施設が被災した場合には、速やかに町へ報告するものとし、応急措置が必要な場合、指定管理者がこれを行う。

※ 大規模修繕とは、浮き棧橋、鋼管杭等の主要構造に係る大規模補修を指し、町の責任により

行う修繕とする。

以上の他、維持管理業務及びメンテナンス業務については、指定管理者による月例報告として町に提出するものとする。

IV 事業の実施に関する業務

1. 管理上必要な関係機関との調整

指定管理者は、本施設の管理にあたり、必要に応じて海上保安庁等の関係機関と調整を図らなければならない。特に、指定管理者及び本施設利用者が漁業関係者の操業の妨げにならないことを第一義とし、良好な関係づくりに意を用いなければならない。

2. フィッシャリーナの利用促進

指定管理者は、本施設の利用促進に努めなければならない。このため、本施設のPR用パンフレットを作成し、マリン販売店等への配布、放置艇への投入等PRに努めなければならない。

3. 安全渡航管理に関する指導

指定管理者は、本施設の利用者の安全航行を図るため、目的達成のための講習会を毎年度設定しなければならない。

V 災害時の対応

- ・台風及び高潮など予測できる場合については、係留施設を事前に点検し、災害対策を行うこと。
- ・被災があった場合には、速やかに町へ報告するものとし、応急対策は指定管理者が行うこと。なお、利用者に対しては、災害対策等の適切な措置をとるよう、日常から具体的措置内容を指導し、周知を図ること。
- ・大規模災害時等において、状況によっては当該災害に係る応急対応として指定管理施設に協力を求める可能性があるため、指定管理者は、次の事項についてあらかじめ町と協議を行うとともに、災害発生時は町と連携及び協力を図ること。

特に（1）については、現時点で実施可能な事項について整理及び検討しておくこと。

- （1） 指定管理者が管理する施設における被害状況の確認、応急復旧等の役割分担の確認
- （2） 指定管理者が管理する施設を町が災害時に利用する場合の費用負担

VI 事故等緊急時の対応

- ・事故、急病、けがまたは事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うこと。

VII 町への報告に関すること

- ・施設の利用状況、維持管理作業状況について、日報を記録し町の求めに応じ報告できるように整理を行い、毎月まとめたものを月報として提出すること。
- ・苦情、要望等の特別な事項については町へ報告すること。
- ・利用者を対象にした満足度調査を実施すること。なお、実施時期は各年度の1月～3月とし、調査結果については募集要項の「10. その他」に記載する事業報告書及び決算報告書と併せて提出すること。